

事 財政課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第392号

長野県希少野生動物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により、次のとおり生息地等保護区（以下「保護区」という。）の指定をします。

平成27年8月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 保護区の名称
開田高原希少野生動物保護区（末川地区）
- 2 保護区の指定の区域
木曾郡木曾町開田高原末川3764-2、3769-3、3772-1、3772-2、3774-2、3775-1、3775-2、3783-1、3783-2、3784-1、3784-2、3787-3、3787-9、3787-10、3787-11の一部、3787-42、3787-44、3787-46、3788-12、3788-14及び3789-13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり）
- 3 保護区の指定に係る指定希少野生動物
チャマダラセセリ ほか
- 4 保護区の指定区分別面積

指定区分	面積
規制地区及び立入制限地区	0.66ha
監視地区	1.41ha
計	2.07ha

- 5 保護区の存続期間
平成27年9月1日から平成37年8月31日まで（10年間）
- 6 保護区の指定の区域の保護に関する指針
 - (1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。
 - (2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（営農若しくは土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動若しくは環境学習を実施する者であって、所有者、木曾町及び県の下承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。
 - (3) 特に関係者以外が保護区へ立ち入ることのないよう、希少野生動物保護監視員等による監視活動を実施し、静ひつな生息環境の保持に努める。
また、関係者が保護区内に立ち入る際は腕章等の所定の表示を行い、立入りを了承された者であることを明確にすること。
 - (4) 条例で定める保護区指定に伴う規制のうち、次の事項は適用

除外事項とする。

- ア 土地所有者等による農林業の行為（農林業の一環として行う火入れを含む。）
- イ 通常の管理行為若しくは軽易な行為であって規則で定めるもの又はそのための立入り
- ウ 非常災害に対する応急措置又はそのための立入り
- (5) 農林業の一環として行われていた火入れや草刈は生物多様性の高い環境を維持することに寄与していたことから、指定区域内における火入れや草刈などの保護活動は引き続き継続しながら、希少野生動物とその生息環境の保護を図る。
- (6) 生息環境の維持作業などの保護活動について、県等は外部支援者の確保及び拡大に努め、多様な主体の参加と連携により、地域の保護活動が長期に渡って持続できるような体制づくりに努める。

〔区域図〕は、省略し、その図面及び関係書類は長野県環境部自然保護課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

自然保護課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年8月31日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

- 1(1) 許可番号
平成27年8月4日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡南箕輪村字中の原9691-1の内、9691-2、9693-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市双葉20番12号
株式会社ホンダカーズ松本東
代表取締役 林 琢 男
- 2(1) 許可番号
平成27年8月4日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡箕輪町大字中箕輪15620-1、15620-4
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
上伊那郡箕輪町大字中箕輪15620-1
株式会社キョウユウ技研 代表取締役 竹 山 春 夫
- 3(1) 許可番号
平成27年8月10日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市西町723-52、723-54、7227-714、7227-2439
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊那市山寺3237番地